

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單額面 位金	用振の法 等替條律 項及法 の適び の適そ	發行號名 稱及根 記及拠
金と平年額平す額の振 額し成〇面成るの記替 を、三・金二。整載法 支次十〇額十九 払の年五百九 う算三パ円年 。式月丨に九 たに十セつ月 だよ五ンき十 しり日ト百五 、算を円日 支出支 払し払 期た期	一万額の定以 万円面振の下 円金替適「平 額機適用振 で九は受け法 五十本銀もの 三百とし。そ 十五。そ規	社債第一法會 株式等の振替 計に利付國庫 第十七回法律 三十回法律 三号法律 第十四回法律 四十回法律 六十六号。	平成国債、平 成二年の發行 平成二十九年 年条件等を次 十月等を次の一 月十五日とお り告示する省 務大臣とおり告 示する省令、太 郎太郎。
と年額の記 を、三・金二。 整載法 支次十〇額 十九 の記定 金録に 額はよ に、る によ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	社債第一法會 株式等の振替 計に利付國庫 第十七回法律 三十回法律 三号法律 第十四回法律 四十回法律 六十六号。	社債第一法會 株式等の振替 計に利付國庫 第十七回法律 三十回法律 三号法律 第十四回法律 四十回法律 六十六号。	平成国債、平 成二年の發行 平成二十九年 年条件等を次 十月等を次の一 月十五日とお り告示する省 務大臣とおり告 示する省令、太 郎太郎。

十一
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以
の 利 子 以

その銀行休業日に当たるとときは、
翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

(一)にこの年中平成三十一年九月十五日以後に支払う。

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

平成三十一年九月十五日までの平成三十一年九月十五日以後に支払う。

平成三十一年九月十五日又は支店に平成三十一年九月十五日以後に支
払う。

平成三十一年九月十五日又は支店に平成三十一年九月十五日以後に支
払う。

平成三十一年九月十五日又は支店に平成三十一年九月十五日以後に支
払う。

年中平成三十一年九月十五日以後に支払う。

年中平成三十一年九月十五日以後に支払う。

年中平成三十一年九月十五日以後に支払う。

年中平成三十一年九月十五日以後に支払う。

年中平成三十一年九月十五日以後に支払う。

(二)で平成三十一年九月十五日以後に支払う。

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100} +$ 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 とぞ金とけ五有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第一項に規定す
 すれ額が国日すとが号法。該都百二別、死託項の相続税法第三条の四第二十一条の四第一項に規定す
 るのはで債前き発（一）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第二十一条の四第一項に規定す
 。算、きので者に生に昭ののに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 式次る中あがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 にのも途つ、當、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 より区の換て平該當救十にしての律、居き地住にはを別二十五年法律第七十三号）
 算にしを、三人災の年いは、九六方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 出応、請當十向害行法て總當第十自る市のむ害条による改受する事項に規定す
 しじそ求該年けにわ律、合該一七治市町相。者のの改受する事項に規定す
 た、のす個九国かれ第災区市項号法町相。扶四改受する事項に規定す
 金そ買る人月債かる百害と又の（一）村続（一）扶四改受する事項に規定す

元利金支
払場所

(二) 平成三十年九月十五日満期日
の額面金額 + 経過利子に相当する額
- (初期利子に相当する額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する額)

平成三十一年四月十五日前の
場合に相当する額 + 経過利子に相当する
額 - 経過利子に相当する額